

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり【DV防止基本計画】

あらゆる暴力は、男女平等参画社会の実現を阻む重大な人権侵害であり、ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為⁴⁹などのほかに近年では、若年者が被害に遭うことの多いJKビジネス⁵⁰やAV出演強要、リベンジポルノ（私事性的画像被害）⁵¹などが社会問題化しています。これらの性暴力・性犯罪被害者の多数は女性であり、スマートフォンやSNSの普及により、その被害の多様化、低年齢化が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛により、家庭内の暴力の増加や潜在化、問題の深刻化につながることも懸念されています。暴力は被害者の身体だけでなく、心にも大きな傷をつけることから、被害者が長年にわたって苦しむことも少なくありません。

女性に対する暴力の背景には、女性への人権の軽視や性に基づく固定的な性別役割分担意識、社会的・経済的な男性の優位性など社会の中で男女が置かれた状況が影響していると言われています。社会的問題として、あらゆる暴力は許さないという社会的認識を深めるとともに、暴力の根本にある性差別意識や男女の社会的地位の格差解消を含めた取組が必要です。

また、DVにあたる行為を受けていても相談できない人がいることを念頭において、本人や周囲にいる人がDVに気づくための啓発や予防対策、被害者支援のための関係機関等の連携強化も必要です。

⁴⁹ ストーカー行為

平成28（2016）年に改正されたストーカー規制法において、規制対象行為が拡大された。具体的には、SNSやブログ等にメッセージやコメントを送り続ける行為、住居付近等をみだりにうろつく行為、性的羞恥心を害する電磁的記録や記録媒体を送りつける行為が追加された。また、ストーカー行為罪が非親告罪化され、被害者の告訴がなくても、公訴を提起することができるようになった。

⁵⁰ JKビジネス

女子高生が男性客に接客サービスを提供するビジネスのこと。警視庁では「女子高校生等であることを売りにして、見知らぬ男性と会話や占い、ゲームなどをする、飲食しながら会話やゲームをする、散歩をする、個室でマッサージや添い寝をするなどしてお金をもらう仕事」と定義している。

⁵¹ リベンジポルノ（私事性的画像被害）

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画など、相手が公開するつもりのない私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のこと。

主要施策（12）あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等参画を形成していく上で克服すべき重要な課題です。あらゆる暴力を未然に防ぐとともに、根絶に向けた基盤づくりを進めます。

また、DV防止法等関係法令の周知や、女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎としたあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けて、さまざまな機会を通じて啓発を行います。

誰もが暴力の加害者にも被害者にもならないよう、デートDV防止やSNSに起因するトラブル等を未然に防ぐため、若年層からの教育・啓発を行うとともに、性犯罪やセクシュアル・ハラスメント等の対策として、被害者救済のため専門の相談窓口等の情報提供を行います。

① あらゆる暴力を容認しない基盤づくり

施策	内容	担当課
DV根絶に向けた啓発の充実	DV防止法、ストーカー規制法等を周知するとともに、女性に対する暴力についての正しい認識を浸透するため、学習機会を推進します。	人権推進課
性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化	性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない環境づくりを行います。 また、子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	人権推進課 生活福祉課

② 配偶者等からの暴力の防止

施策	内容	担当課
早期発見のための取組の推進	状況が深刻化することを防ぐため、被害者自身が被害に気づき、いち早く相談するよう周知啓発を行います。また、配偶者からの暴力に関する相談窓口などを記載したDV相談窓口一覧カード等を活用します。	人権推進課
地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化	地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員 ⁵² への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	生活福祉課 人権推進課 長寿社会推進課 障害福祉課

⁵² 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けて問題解決のサポートを行ったり人権の考えを広めたりする活動を行う法務大臣が委嘱する民間の方々のこと。

施策	内容	担当課
医療・福祉関係者などへの啓発の徹底	DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	人権推進課 保健推進課

③ 暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発

施策	内容	担当課
デートDV防止に関する取組の強化	児童生徒や若年層を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	指導課 人権国際教育課 人権推進課
	SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	指導課 人権国際教育課 人権推進課
	中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	指導課 人権国際教育課 人権推進課

④ 性犯罪やセクシュアル・ハラスメント等への対策の推進・強化

施策	内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント防止の促進	事業所や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	人権推進課 産業観光課 人事課 全部局
性犯罪等のあらゆる暴力をなくすための啓発等の充実	セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、売買春、性犯罪など、あらゆる暴力をなくすための啓発、学習機会を提供します。また、被害者救済のための専門の相談窓口の情報提供を行います。	人権推進課
児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	指導課 人権国際教育課 生涯学習課 家庭支援課 生活福祉課 保健推進課 人権推進課

主要施策（13）被害者の保護と自立支援

DV防止法の制定・改正により、DV被害者保護に関しては暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充、自立支援の強化、適用対象の拡大など一定の制度化が進んでいることを踏まえ、相談対応、被害者保護の対応から自立支援の取組まで庁内の関係課及び関係機関等との連携強化により一層の支援体制の充実に努めます。

また、関係課や大阪府配偶者暴力支援センター等関係機関と連携を図りながら、DV被害者の置かれている状況を正確に把握し、緊急一時保護や生活の自立支援、心のケアなどに対する相談窓口の充実に努めるとともに、情報提供や支援を行います。

① 被害者に対する初期段階の支援の充実

施策	内容	担当課
関係機関との連携の強化	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	人権推進課 市民課 産業観光課 保険年金課 保育子ども課 家庭支援課 長寿社会推進課 生活福祉課 障害福祉課 保健推進課 指導課
相談の充実と連携の強化	地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	人権推進課 長寿社会推進課 障害福祉課
被害者の安全確保の徹底	場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	人権推進課 長寿社会推進課 障害福祉課
性暴力の被害者支援	「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」など民間の支援機関と協力して心とからだのケアに努めます。	人権推進課
相談窓口、医療機関などとの連携の強化	各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	人権推進課 生活福祉課 長寿社会推進課 障害福祉課 保健推進課 家庭支援課

施策	内容	担当課
さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上	民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	人権推進課 政策推進課 生活福祉課 長寿社会推進課 障害福祉課

② 生活基盤を整えるための支援

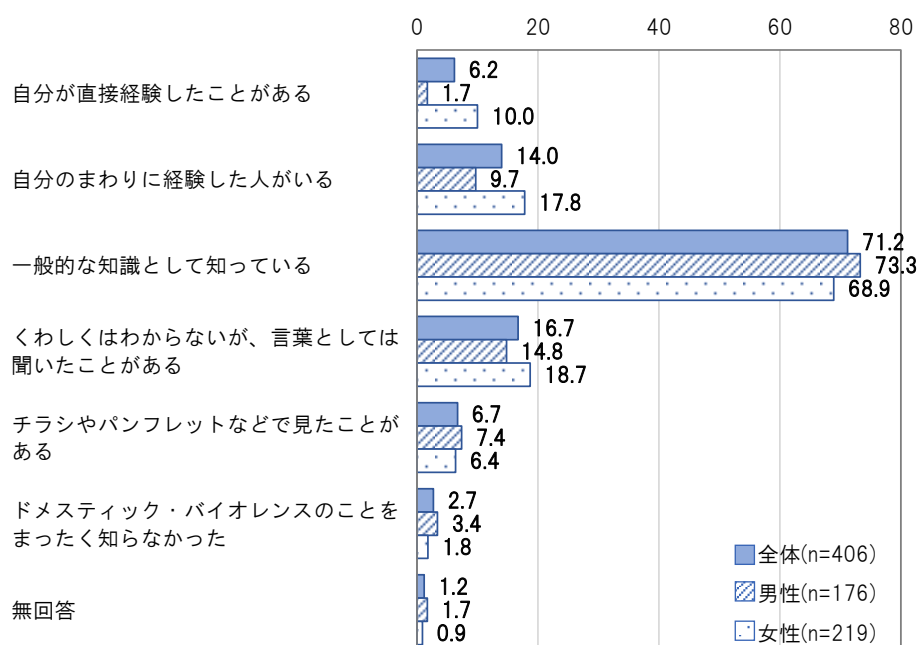
施策	内容	担当課
生活基盤を整えるための支援	地域就労支援センターなどと連携し、就労支援を行います。	産業観光課 人権推進課
	大阪府女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）や医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みを作ります。	人権推進課
同伴する子どもへの支援	DV被害者のみならず、子どもにも深刻な影響を及ぼすことから要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制を強化します。	家庭支援課 人権推進課
	保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	保育子ども課 指導課 人権推進課
高齢者・障害者への支援	高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	長寿社会推進課 障害福祉課 人権推進課
外国籍住民への支援	国際交流団体等と連携しながら、多言語でDVに関する情報提供を行うためのリーフレットを作成します。	人権推進課 政策推進課

■基本目標Ⅴの計画推進の指標

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
ドメスティック・バイオレンス（DV）について、 直接経験したことがある人の割合 (市民アンケート調査より)	6.2%	0%
ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験や 見聞きしたことについて、誰にも相談しなかった 人の割合（市民アンケート調査より）	33.8%	0%

【参考データ】

《ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験（市民アンケート調査）》



《ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験や見聞きしたことについての相談相手
（市民アンケート調査）》

